

さつき工業協同組合 行き

FAX 03 (3372) 8021 / mail : skk.ad@satuki.or.jp

ETCコーポレートカード登録車両入替届

処理の関係上 AM10:00迄に受け付けたもの限り当日処理になります。(営業時間外・組合休曜日等は休み明けの処理になります)

登録車両変更についての変更条件 ・ カード取扱いについて ~注意事項チェック~

重要

- 書類の不備、届出内容に誤りがあった場合、または登録車両を入替える際にセットアップが完了していない場合は、新車両での利用はできません。
- セットアップが完了していてもITS-TEA(一般財団法人 ITSサービス高度化機構)で確認できない場合は新車両での利用は出来ません。
- 中日本高速道路(株)より承認・受理されたもののみ、新カードをお受け取りになるまでの間は旧車両のカードを新車両において御利用できます。
- カードは届出いただいた新車両以外の車両に利用することはできません。
- 新車両のカード受け取り後、旧カードを直ちに組合まで御返却下さい。(旧カードが返却されない場合、約款違反として措置を講ずる場合があります)

中日本高速道路(株)より、届出内容不備の連絡が入った場合、下記の連絡先に御連絡致しますので必ず御記入ください。



登録車両に入替えが生じたので、下記のとおり登録を変更し、新車両のカードの再発行を行って頂きたい届出致します。(カード再発行の場合は1枚につき所定の手数料がかかります)

組番・組合員名				御担当者	印
TEL(連絡先)				FAX	
登録変更するカード番号	(旧)車両番号	⇒	(新)車両番号	(新)車両の車載器管理番号	請求先記入欄(支社・部署、コード)
1		⇒			
2		⇒			
3		⇒			
4		⇒			
5		⇒			

(添付書類) 入替え後の新車検証 ・ セットアップ証明書

----- 組合処理欄(お客様は記入しないでください) -----

※枠内は組合処理欄(お客様は記入しないでください)

営業担当	事務受付	事務処理	備考